

香川県サテライトオフィス拠点整備補助金交付要綱

(通則)

第1条 香川県サテライトオフィス拠点整備補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、首都圏への過度の一極集中のリスクが改めて認識される中、場所にとられないテレワークの活用や地方移住への関心の高まりを契機と捉え、テレワークに取り組む県外企業等を対象にサテライトオフィスの拠点整備を行う民間事業者（以下「事業者」という。）に対し、その整備に必要な経費の一部を補助することにより、県外から県内への企業及び人の移転を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) サテライトオフィス

企業の本拠地から離れた場所において、情報通信技術を活用して働くことができる遠隔地のオフィスをいう。ただし、小売り、飲食等の接客サービスを目的とした店舗を除く。

(2) 拠点整備

複数の企業、個人等がサテライトオフィスとして利用することを目的するレンタルオフィスやコワーキングスペースを有する施設の取得（賃借を含む。）及び改修をいう。

(3) 企業

営利の目的をもって事業を営む者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、別表1に定める法人であって、サテライトオフィスの拠点を運営する実施体制や実行能力があるものとする。ただし、次の各号に該当する者は除く。

(1) 過去5年間に重大な法令違反がある者

(2) 県税に滞納がある者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者

(5) 補助金の交付申請日又は交付決定日の時点で破産、清算、民事再生手続き若しくは会社更生手続き開始の申し立てがなされている者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県内にサテライトオフィスの拠点施設を新たに整備する事業であって、別表2に掲げる要件を満たすものとする。

2 交付決定より前に事前着手したものについては、補助対象外とする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象事業における補助対象期間は、交付決定日から令和4年2月28日までとする。

(補助対象経費)

第7条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費とし、その範囲は、別表3のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助の対象としない。また、主な補助の対象とならない経費は、別表4のとおりとする。

(補助金の額)

第8条 1件あたりの補助金の額は、補助対象経費に4分の1を乗じた額とし、500万円を限度とする。なお、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、予算の範囲内において事業者に補助する。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、香川県サテライトオフィス拠点整備補助金交付申請書（第1号様式）に香川県サテライトオフィス拠点整備補助金事業計画書（第2号様式）、香川県サテライトオフィス拠点整備補助金収支予算書（第3号様式）のほか、別表5に定める書類を添えて、令和3年8月31日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第10条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは、補助金の交付決定を行い、香川県サテライトオフィス拠点整備補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(変更等の承認)

第11条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ

香川県サテライトオフィス拠点整備補助金変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の合計額の20%を超えて変更する場合

(2) 補助対象事業の内容の変更。ただし、補助対象事業の目的及び効果に影響を及ぼさない範囲で補助対象事業の細部の変更をする場合は除く。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 知事は、前項の規定により交付決定の内容を変更し、又は条件を付す場合は、香川県サテライトオフィス拠点整備補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助対象事業を廃止しようとするときは、香川県サテライトオフィス拠点整備補助金廃止承認申請書（第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（遅延等の報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに香川県サテライトオフィス拠点整備補助金遅延等報告書（第8号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は令和4年3月10日のいずれか早い日までに、香川県サテライトオフィス拠点整備補助金実績報告書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業が完了せずに県の会計年度が終了したときは、直ちに前項の報告書を知事に提出しなければならない。

（額の確定等）

第14条 知事は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、香川県サテライトオフィス拠点整備補助金の額の確定通知書（第10号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、香川県サテライトオフィス拠点整備補助金請求書（第 11 号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 16 条 知事は、第 11 条第 4 項の廃止承認申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 10 条の決定の内容（第 11 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取消、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、第 4 条各号のいずれかに該当する場合
- (6) 補助対象事業の完了日から 3 年の間に、第 5 条第 1 項の別表 2 の（1）に規定する事業計画に基づく施設運営を継続しなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられたときは、第 1 項第 6 号に該当する場合を除き、その命令に係る補助金等の受領日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

4 第 2 項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付が無い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延金を徴するものとする。

5 知事は、前 3 項の場合において、やむを得ない事情があると認められる場合は、補助事業者の申請により返還金、加算金又は遅延金の全部又は一部を免除することができる。

（実施状況報告等）

第 17 条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から 3 年間各年度が終了する毎に、速やかに補助対象事業に係る過去 1 年間の実施状況等について、香川県サテライトオフィス拠点整備補助金実施状況報告書（第 12 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業者に対し、事業の進捗状況、経理状況等について報告を求め、又は検査を行うことができる。

（取得財産等の管理）

第 18 条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳（様式第 13 号）を整え、補助対象

事業完了後も、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 取得財産等のうち、知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円（消費税および地方消費税相当額を含まない。）以上の備品及びその他の財産とする。
- 3 規則第 22 条第 2 項ただし書きの規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）に定める資産の区分に応じた耐用年数に相当する期間とする。
- 4 補助事業者は、天変地災その他自らの責に帰することのできない理由により、補助対象事業により取得した財産が毀損し、又は滅失したときは、財産毀損・滅失届出書（様式第 14 号）を知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第 19 条 補助事業者は、前条第 3 項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事に補助金取得財産処分承認申請書（様式第 15 号）を提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により、補助事業者が取得財産の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（書類の整備）

第 20 条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、補助対象事業が完了した日に属する年度の翌年度の 4 月 1 日から 5 年間の間、これらを保存しなければならない。

（検査等）

第 21 条 知事は、補助対象事業を適正に実施させるため必要があるときは、補助事業者に対し、書類若しくは補助対象事業の遂行状況を検査し、報告させることができる。この場合において、知事は、特に必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をすることができる。

（補則）

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 28 日から施行する。